

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和8年3月10日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 古賀 ひろ子

質問事項	質問の要旨	質問の相手
基幹相談支援センターを設置する考えは	<p>障がいのある方やその家族が、安心して地域で暮らしていくためには、相談支援体制の充実が重要です。障害者総合支援法では、市町村に対し相談支援体制の整備が求められており、なかでも基幹相談支援センターは総合相談、困難事例対応、人材育成、地域連携などを担う中核的な役割を果たすものとされています。</p> <p>そこで、本町における基幹相談支援センターを設置する考えを伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 発達障がいに関する年間相談件数は2. 相談から各種受給者証取得までの平均期間は3. 現在の福祉課窓口体制は、基幹相談支援センターに求められる総合相談、困難事例対応、人材育成、地域連携といった機能のうち、どの部分を担い、どの部分を課題と認識しているか4. 基幹相談支援センターは、広域連携による設置も可能とされています。本町と未設置自治体との協議や検討は行われているか5. 障がい支援においては、障がいの早期発見から支援接続までを一体的に設計していく必要があると考えるが、町の見解は	町長